

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第8号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条の2」を「第22条」に改める。

第1条中「第4項」の次に「（これらの規定を法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条第1項第7号中「（同条第5項及び第17条第5項の規定に基づき変更したものを含む。）」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第6号を削る。

第9条第1項中「第3条第1号から第5号までに規定する」を削り、「市長、」を「市長のほか、当該開発事業に関係がある」に改め、「公益的施設の管理者」の次に「並びに当該開発事業に関する工事により設置される公共施設及び公益的施設を管理することとなる者（第5項において「公共施設管理者等」という。）」を加え、「開発事業計画」を「当該開発事業に係る計画」に改め、「当該開発事業に係る」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該開発事業が法令等の規定による許可、認可等を要するときは、その申請等の手続を行う前に当該協議を行わなければならない。

第9条第2項中「当該開発事業区域内」を「当該開発事業に係る開発事業区域内」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、同条第7項中「公共施設の管理者、公益的施設の管理者」を「公共施設管理者等」に、「をした」を「があった」に、「協定を締結しない場合は、市長が特に認めた場合を除き」を「開発事業協定

が締結されないときは」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第8項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前各項の規定は、開発事業協定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。この場合において、第1項中「計画」とあるのは「計画の変更」と、第2項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、前3項中「開発事業協定」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第3項の協定」と読み替えるものとする。

第9条第9項中「開発事業協定の」を「開発事業協定（前項において読み替えて準用する第3項の協定を含む。以下同じ。）の」に改め、同項を同条第8項とする。

第11条第1項中「第9条第1項」の次に「（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改め、同項第4号中「第3条第4号及び第5号」を「第3条第3号及び第4号」に改める。

第14条第1項中「、当該開発事業」を「、当該開発事業協定に係る開発事業」に改め、同条第3項中「開発事業区域」を「開発事業協定に係る開発事業区域」に、「その他当該開発事業」を「その他当該開発事業協定に係る開発事業」に、「の承認を受けて」を「に届け出て」に改める。

第20条の見出し中「住宅」を「市街化区域における住宅」に改め、同条第1項中「の規定による」を「（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める」に改め、「とし、」の次に「当該住宅の」を加え、「の用途地域等」を「の用途地域の区分」に改め、同項の表中「用途地域等」を「用途地域」に改め、同表用途の指定のない地域の項を削り、同条第2項中「第3条第3号及び第4号に掲げる」を「第3条第2号及び第3号に該当する」に改める。

第21条第1項中「、その開発事業区域が中心市街地の活性化のための必要性及び妥当性を勘案して市長が指定する道路に接しているときは」を削る。

第22条を削る。

第22条の2中「開発事業区域が自動車交通の渋滞を来しており、又はそのおそれがあると認めて市長が指定する道路に接している場合においては、当該」を削り、同条ただし書中「、これによることが著しく困難であると認められる場合又は自動車交通の渋

滞を悪化させることとなる」を「自動車交通に支障を来すおそれがない」に改め、同条を第 22 条とする。

第 24 条第 1 項中「第 33 条第 3 項」の次に「（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項第 6 号イ中「場合は」の次に「、開発区域内の道路について」を、「ごとに」の次に「市長が定める基準に適合する」を、「転回広場」の次に「（以下「転回広場」という。）」を加え、同号ウ中「自動車の」を削り、同号エを削る。

第 25 条第 1 号中「住宅」を「主として住宅」に改める。

第 26 条中「第 3 条第 3 号から第 5 号まで」を「第 3 条第 2 号から第 4 号まで」に改める。

第 33 条第 1 項第 3 号の表中「ワンルーム等建築物」の次に「（1 戸の専用面積が 30 平方メートル未満であり、かつ、浴室、便所及び湯沸場を設けた形式の住宅、事務所等を 6 戸以上有する建築物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「第 3 条第 3 号及び第 4 号」を「第 3 条第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。